

提言書に対する取り組み状況について

令和5年度に行った見直しの結果、条例改正の必要性は無しとの結論に至りましたが、今後の行政の取り組みについて複数の意見が出されました。この意見内容に対する回答をお知らせします。

1. 行政への意見内容の一覧

	意見内容	参照条例
①	審議会等における委員の公募は行われているものの、よりいっそうの公募の拡大に力を入れるべきです。	第32条関係
②	地域の自主性という考え方が、まだ浸透しているとは言えない。協働の意識を持った町民はいるが、協働という言葉が難しい。行政が町民へ分かりやすく説明していくことの工夫が必要ではないか。	第8条・ 第10条関係
③	町民アンケート（町民意識調査）で出ている自由意見についても、行政の参考としてほしい。	第16条関係
④	情報の公開について、行政職員の資料作成に要する時間を費用対効果で考え、真に町民にとって必要な分を公表するよう、取扱要領を改正すべきです。	取扱要領

2. 各項目への回答

No.	①
意見内容	審議会等における委員の公募は行われているものの、よりいっそうの公募の拡大に力を入れるべきです。
取組状況	<p>重要な個人情報を取り扱う組織や専門性を求められる組織以外は公募に取り組んでいます。また、公募人数については、各組織の審議内容や委員総数に対する比率等を考慮して定めており、拡大については難しいことから、現状で公募している組織の周知を検討します。(総務課)</p> <p>町の広報等で公募がなされる際に、公募要件を必要以上に狭めていないか、確認を行っています。(まちづくり防災課)</p>
備考	

No.	②
意見内容	地域の自主性という考え方が、まだ浸透しているとは言えない。協働の意識を持った町民はいるが、協働という言葉が難しい。行政が町民へ分かりやすく説明していくことの工夫が必要ではないか。
取組状況	<p>地域の自主性と、協働という概念を広めるための取り組みのひとつとして、自治基本条例施行15周年フォーラムを開催しました。フォーラム参加者には、自主的なまちづくりの事例紹介を通して、自治基本条例が定めるまちづくりの基本原則について理解を深めていただいたと思われます。</p> <p>今後も、町の行事等で自治基本条例に定める自治の考え方について、広く普及啓発を行っていきます。(まちづくり防災課)</p>
備考	

No.	③
意見内容	町民アンケート（町民意識調査）で出ている自由意見についても、行政の参考としてほしい。
取組状況	<p>町民アンケート調査に寄せられた自由意見は、今後の行政運営の参考とするよう、報告書に記載し、各課に周知しております。政策推進課においても、町民アンケート調査の結果や自由意見は、所管業務の参考としております。</p> <p>今年度も町民アンケート調査の報告書を周知する際には、自由意見等の結果を行政運営の参考とするよう、引き続き各課に通知いたします。</p> <p>町民アンケート調査は、町民からの自由な意見を集約できる場として活用されておりますが、匿名のため、更なる調査・対応等が難しい意見もあります。町からの回答が必要な意見を聴衆する場・機会としては、議会、附属機関の会議、町民の声等がありますので、今後も併用して町民の意見を取り入れていきたいと考えております。（政策推進課）</p>
備考	

No.	④
意見内容	情報の公開について、行政職員の資料作成に要する時間を費用対効果で考え、真に町民にとって必要な分を公表するよう、取扱要領を改正すべきです。
取組状況	<p>おいらせ町自治基本条例の施行に関する取扱要領について一部改正をし、町民が必要としていないと考えられる部分についてまで公表としていた箇所等を改めました。今後も必要に応じて見直しを行ってまいります。（まちづくり防災課）</p>
備考	